

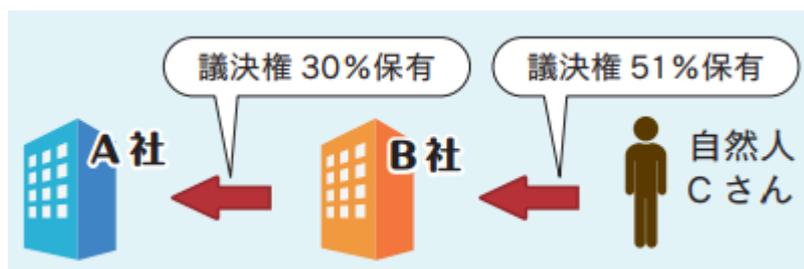
「実質的支配者」の定義

金融庁資料 抜粋

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/20161001.pdf>

法人の議決権（株式等）のうち、25% 超を保有していること などにより、法人の事業活動に支配的な影響力を有すると認められる地位にある自然人が実質的支配者に該当します。

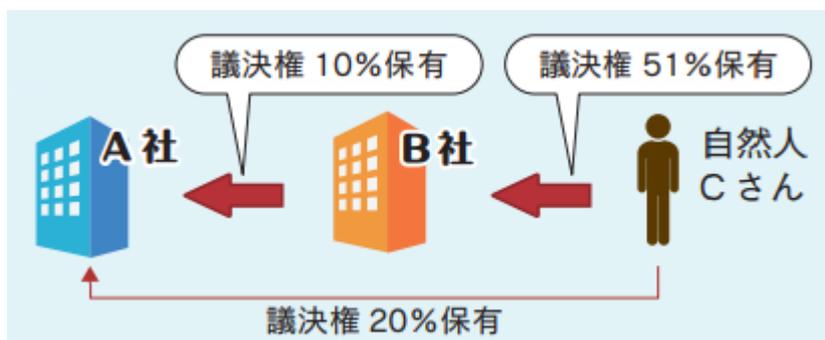
ケース①



A社の議決権の30%を保有しているB社、そのB社の議決権の50%超（※）を保有しているCさんは、B社を通じて間接的にA社の議決権を30%保有しており、CさんはA社の実質的支配者となります。

（※）CさんがB社議決権の50%超を保有する場合のみ、間接保有として計算に含めます。したがって、CさんがB社議決権の50%以下しか保有していない場合、CさんはA社の実質的支配者には当たりません。

ケース②



A社の議決権の10%を保有しているB社、そのB社の議決権の50%超（※）を保有しているCさんがA社の議決権も20%保有している場合は、B社を通じた間接保有10%と、直接保有20%を合算して30%となるため、CさんはA社の実質的支配者となります。

（※）CさんがB社議決権の50%超を保有する場合のみ、間接保有として計算に含めます。したがって、CさんがB社議決権の50%以下しか保有していない場合、CさんのA社に対する議決権保有割合は直接保有する20%のみと計算され、CさんはA社の実質的支配者には当たりません。

なお、法人の議決権のうち直接または間接に25%超を有する自然人又はそれに準じた支配的影響力を有する自然人がいない場合は、当該法人を代表し、その業務を執行する自然人が実質的支配者となります。